

## 税務署からの お知らせ

### ●脱税は社会公共の敵

所得税や法人税などは、納税者が自分で税法に従って正しい所得と税額を計算し、税務署に申告して納税するという申告納税制度を採っており、多くの納税者の方々は適正な申告と納税を行っています。しかし、申告しなければならぬのに申告しなかったり、誤った申告をしたり、あるいは故意に過少な申告をする納税者も見受けられます。そのため、国税局や税務署では、的確な税務調査を行い、申告に誤りや不正がある場合には、正しい申告に改めてもらうなど、適正・公平な課税の実現に努めています。また、税務調査とは別に、特に大口・悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、単に免れた本税や重加算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて、懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的とした査察調査を行っています。税金を不当に免れることは、正しい申告と納税を行っている善良な納税者を裏切ることになります。脱税は犯罪であり、社会公共の敵というべきものです。正しい申告と納税をしましょう。

## 確定申告は正しくお早めに！

### ●平成30年分確定申告期限

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告 **3月15日(金)**まで
- 平成30年中の課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告 **4月1日(月)**まで
- 平成30年分の贈与税の確定申告 **3月15日(金)**まで

### ●平成30年分確定申告の納付期限と振替期日

- 申告所得税及び復興特別所得税

納付期限：**3月15日(金)**

振替納税の振替日：**4月22日(月)**

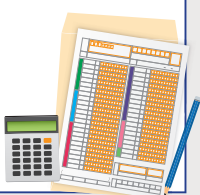
- 消費税及び地方消費税（個人事業者）

納付期限：**4月1日(月)**

振替納税の振替日：**4月24日(水)**

### ●確定申告出張相談受付日

- 会場：知名町町民体育館
- 日時 2月20日(水)13時～16時  
2月21日(木)9時～16時



告に誤りや不正がある場合には、正しい申告に改めてもらうなど、適正・公平な課税の実現に努めています。また、税務調査とは別に、特に大口・悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、単に免れた本税や重加算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて、懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的とした査察調査を行っています。税金を不当に免れることは、正しい申告と納税を行っている善良な納税者を裏切ることになります。脱税は犯罪であり、社会公共の敵というべきものです。正しい申告と納税をしましょう。

## ネットが便利 申告・納税 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

### e-Tax のメリット



税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納税などの手続を行うことができます。

申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

所得税の確定申告において、一部の添付書類（源泉徴収票など）は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。

書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。

マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

### 更に便利になった2つのポイント

#### 1 添付書類の提出はe-Taxが便利です

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などとなっていますが、手続ごとの具体的な名称については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

#### 2 マイナポータルとe-Taxがつながりました

国税庁ではマイナポータルの「もっとつながる」の機能を利用して、マイナポータルとe-Taxをつなげることができるようになりました。これにより、マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、これまで入力していたe-Tax用の利用者識別番号と暗証番号を入力することなくe-Taxにログインし、メッセージボックスの情報を確認できるほか、納税証明書、源泉所得税、法定調書などに関する手続がご利用になります。ご利用可能な手続の詳細はe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

### e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問（税務相談を除く）は、e-Tax作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

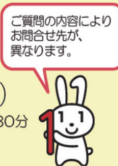
e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料)  
月曜日～金曜日：9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）  
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178 (音声ガイダンスに従って1番を選択してください)  
月曜日～金曜日：9時30分～20時 / 土日祝：9時30分～17時30分  
(12月29日～1月3日を除きます。)  
※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。



●便利な振替納税をご利用下さい  
納税は、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）や税務署の窓口で受け付けていますが、申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。是非ご利用ください。

●自宅からネットが便利  
申告・納税 e-Tax  
「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」では、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税、法人税・地方法人税、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書はe-Taxで申告することができ、印刷して郵送

ム（e-Tax）」では、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税、法人税・地方法人税、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書はe-Taxで申告することができ、印刷して郵送

等により提出することもできます。なお、電子署名を必要としない一部の手続等（納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更等）については、スマートフォン等でもご利用になれます。

●医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です  
医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書を添付又は提示する必要はありませんが、代わ